



# Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation

第99号

送信日 2013/6/3

## 少額投資非課税制度（日本版ISA）が始まります

日本版ISA（＝少額投資非課税制度）とは、「株式投資や投資信託などにおいて、値上がり益や配当金を非課税にする制度」です。これを使うことによって、税金面で大きなメリットが受けられます。2013年末で証券優遇税制（20%→10%）が廃止される代わりに導入される制度です。

### ●日本版ISAとは

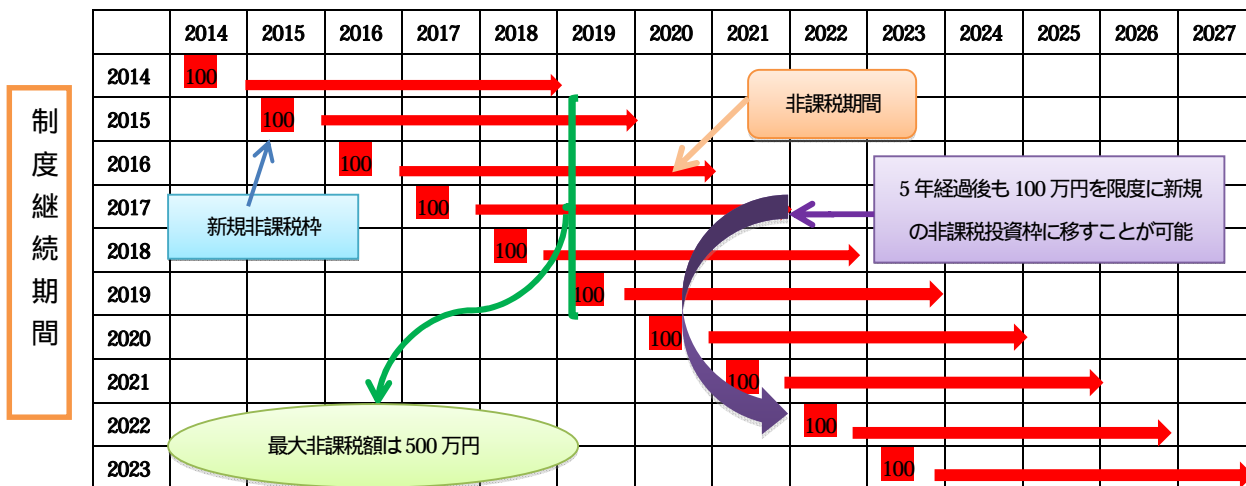
2014年の1月から、「毎年100万円まで」の非課税投資枠が設定され、非課税口座で保有する投資金額100万円分までの株式投資や投資信託にかかる値上がり益や配当金（分配金）が非課税となります。（現在は10.147%ですが、2014年からは通常20.315%の税金がかかることになっています）

2014年から制度が始まり、2023年までの10年間、毎年新たに100万円の非課税枠が与えられます。非課税の期間は、それぞれ5年間までとなっており、途中で売却した場合は、非課税枠を使ったとみなされて、再利用をすることができず、また投資を行わなかった非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。さらに、非課税枠を使っても投資総額は合計500万円までとなっており、それ以上の金額は非課税の対象とはなりませんので注意が必要です。

2014年にはじめて投資の非課税期間は2018年末に終了を迎えますが、急いで資産を売却する必要はなく、特定口座・一般口座に移すことや、100万円を限度額として2019年の新規非課税枠に移すことができます。

この制度は売却した場合再利用できない点から長期保有による値上がりや配当金（分配金）を得ることを目的とした投資に対して適しているものといえます。

### <日本版ISA 制度メージ>



単位：万円



## ●日本版ISAの始め方

日本版ISAを始めるには少額投資非課税口座（NISA口座）の開設が必要です。

2014年のNISA口座の開設は2013年10月から始まります。全国の銀行や証券会社などの金融機関で開設することができる予定です。

### NISA口座は1人1口座しか開設できません

NISA口座は銀行と証券会社でそれぞれ開設するというように、重複して開設することはできません。商品やサービスを比較して、どこの金融機関で口座を開設するかを検討することが大切です。

### 「住民票の写し」が必要です

このNISA口座を開設できるのは2014年以降その年の1月1日時点で満20歳以上かつ日本国内に居住している方です。そのため開設するには「住民票の写し」の取得が必要となります。この時に注意していただきたいのは、定められた日の住所を証明する「住民票の写し」が必要だということです。2014年の非課税口座を開設する場合には、**2013年1月1日の住所を証明する「住民票の写し」**が必要です。この「住民票の写し」は、口座を開設する金融機関が、非課税口座が重複していないかを税務署に確認するために提出が求められます。

### 口座開設のステップ

NISA口座の開設は通常の口座開設と異なり、お客さまは「口座開設申込」と「開設手続き」の2回の手続きが必要になる予定です。

まず、非課税口座を開設する金融機関に「住民票の写し」と「申請書」を提出します。「住民票の写し」と「申請書」を受け取った金融機関は、税務署に非課税口座の重複がないかの確認を行ないます。その後、税務署から「確認書」が交付されると、非課税口座を開設する手続きを始めることができます。

### 上場株式等の配当金を非課税とするための手続き

NISA口座で保有する上場株式等の配当金であっても、証券会社経由で支払われる（証券会社の口座に入金される）ものでなければその配当金は非課税とはならないため、配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」とする必要があります。

## ●日本版ISAの注意点

・非課税期間はそれぞれの投資を始めた年から5年目の12月末までです。株式等を2014年に1月に購入しても12月に購入しても非課税期間は2018年12月31日までとなります。

・NISA口座内の取引において生じた売買損益は、その他の口座（特定口座・一般口座）で生じた売買損益との通算はできません。

・NISA口座での売買益および配当金は非課税ですので、売買損失はないものとみなされます。

・NISA口座では、新たにお買付けになった上場株式や株式投資信託しか受け入れることができません。特定口座や一般口座に既に保有している同一銘柄をNISA口座で保有したい場合は、一旦売却の上、再度、NISA口座内でお買付けする必要があります。

また逆にNISA口座で保有する上場株式等を特定口座または一般口座に移管することは可能です。

なお、移管された上場株式等の取得日は移管日、取得価額は移管日の時価となります。

・分配型の投資信託で「特別分配金（元本払戻金）」を受け取った場合、ISA口座の投資枠（年間累積購入代金）が減額されることはなく、特別分配金であっても、投資枠が「復活」することはありません。

・一度NISA口座を開設すると第一期間（2014/1/1～2017/2/31）第二期間（2018/1/1～2021/12/31）第三期間（2022/1/1～2023/12/31）の各期間中は他の金融機関等にNISA口座を開設・変更することはできません。